

重要事項説明書

訪問看護ステーション こころ

重要事項説明書

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 訪問看護ステーション ころろ
- (2) 所在地 〒132-0024 東京都江戸川区一之江 2 丁目 8-14 エポメック 203
電話 03-5879-3763
- (3) 代表者 管理者 梅澤 真弓
業者指定番号：1362390385 江戸川区
- (4) サービス提供地域 江戸川区、葛飾区、墨田区、江東区の一部
- (5) 事業概要 平成 29 年 11 月開設
{現在行っている事業}
・訪問看護 ・介護予防訪問看護

2 営業日及び営業時間

営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝
9 時～18 時	○	○	○	○	○	○	○	○

年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は、原則として訪問はお休みします。

24 時間対応の患者様はこの限りではありません。

3 事業所の職員体制

管理者 1 名 看護師 常勤兼務 1 名 常勤 1 名以上 常勤換算で 2.5 名以上
理学療法士等 適正数

4 サービスの内容

- (1) 訪問看護は、利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は、必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) 事業者は、居宅介護支援事業者から毎月提出される居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って訪問看護サービスを提供します。
- (3) 事業者は、主治医の発行する「訪問看護指示書」「精神科訪問看護指示書」等の指示に従って訪問看護サービスを提供します。
- (4) サービスにあたっては、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

5 サービス提供の記録

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入します。
- (2) 事業者は、「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目的達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成して、利用者に説明の上、提出するとともに、居宅介護支援事業者と情報共有します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

6 サービス提供責任者 / ご相談窓口・苦情対応

- (1) サービス提供責任者は次の通りです。サービスについてご相談や苦情がある場合にはど

んなことでもお寄せ下さい。

氏名：梅澤 真弓 連絡先：03-5879-3763

公的機関においても、次の機関にてお問い合わせ、苦情の申し立て等ができます。

江戸川区役所福祉部介護保険課：03-5662-0309

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課：03-5320-4291

東京都国民健康保険団体連合会（国保連）：03-6238-0177

7 利用者負担

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は別紙「料金表」の通り、法令に従って請求します。
なお、この重要事項説明書の同意（署名・捺印）によって、利用料金に関する同意を得られたものとします。
- (2) この金額は、医療保険及び介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 利用者負担金は月末〆、翌月 10 日以降請求、お支払いいただきます。
保険外サービスとなる場合には全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は現金による集金か、銀行口座引落をお選びいただきます。

8 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。キャンセル料はいただいておりません。

連絡先：03-5879-3763

9 損害賠償と事故の対応

事業者はサービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。万が一、利用者やご家族にけがを負わせた場合、財産を損壊した場合には速やかに応急手当をし、損害を賠償いたします。
ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

11 個人情報の利用

別添の個人情報使用同意書のとおり、個人情報の取り扱いについて条項に従い順守します。なお、この重要事項説明書の同意（署名・捺印）によって、個人情報使用に関する同意を得られたものとします。

10 その他

- (1) 看護師等に対する贈り物や食事等のもてなしは、御遠慮させていただいております。
- (2) 訪問看護サービスは、かかりつけ医の指示を受けて実施されます。利用者様には月 1 回以上の通院または訪問診療を受けていただき、医師からの「訪問看護指示書」（1～6 か月ごと）が必要です。
- (3) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携をとっての制作が必要となるため、当ステーション看護師が計画作成のために 1 度訪問いたします。その後は、計画作成のために少なくとも 3 か月に 1 回（通常 1 か月に 1 回）または、体調・環境の変化があった場合には都度、看護師が訪問いたします。
- (4) 理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問しておりますことをご了承ください。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次の記載するところにより、必要な範囲内で使用することに同意します。

記

1. 利用目的

（１）利用者へのサービス提供、介護保険請求事務、各事業所の管理運営事務、並びにその他訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援及び福祉用具販売・貸与等介護サービス（介護予防サービスを含む）提供に係る一切の業務のため。

（２）その他上記に付帯関連する業務のため

上記利用目的の範囲内に含まれる具体的な業務の例については、次のとおりです。

1. 利用者に当社介護サービスを提供するため
2. 介護保険事務のため
3. 利用者の施設の入退所等の管理のため
4. 当社事業所の会計・経理のため
5. 関係者各機関への事故等の報告のため
6. 利用者への当社介護サービスの改善を図るため
7. 利用者に介護サービスを提供するにあたり、当社以外の介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等と連携（サービス担当者会議等）をとり、これらからの照会に回答するため
8. 利用者に介護サービスを提供するにあたり、医師・医療機関等に意見・助言等を求めるため
9. 当社以外の介護サービス事業者や居宅介護支援事業者に業務委託をするため
10. 家族などへ利用者の心身の状況を説明するため
11. 介護保険事務を他社に委託するため
12. 債権回収業務を他社に委託するため
13. 審査支払機関へレセプトを提出するため
14. 審査支払機関や保険者からの照会に回答するため
15. 賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等をするため
16. 当社介護サービスを含む業務の維持・改善のためのアンケート調査及び基礎資料に用いるため
17. 当社施設等を利用して行われる教育実習に協力するため
18. 行政機関による指導・監査等に協力するため
19. 第三者機関による当社介護サービスの評価・調査等に協力するため

2. 使用する事業者の範囲

訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、主治医、医療機関、民生委員、集金代行業者、委託業者、保険者とします。

3. 使用する期間

契約書に定める第2条（契約の有効期間）と同じ取扱いとなります。

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は、必要な範囲内とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、最新の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手側、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) 個人情報保護法を遵守すること。